



令和元年度 権利擁護研修会 高齢者虐待防止研修会 (概略版)



令和元年8月7日
桑名市地域包括支援センター
社会福祉士部会

今回の研修で学ぶこと

1

高齢者虐待とは～法令・虐待種別など～

2

実際の事例を通じて～対応方法とポイント～

3

関係機関との連携～多職種がチームで～



①高齢者虐待とは **～法令・虐待種別など～**

高齢者虐待防止法について

- ▶ 「高齢者虐待防止法」施行正式名称は「**高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律**」
- ▶ 対象となる高齢者は「65歳以上の者」(第2条第1項)と定義

- ▶ ①平成12年11月、「児童虐待防止法」施行
- ▶ ②平成13年10月、「DV防止法」施行
- ▶ ③平成18年 4月、「高齢者虐待防止法」施行
- ▶ ④平成24年10月、「障害者虐待防止法」施行



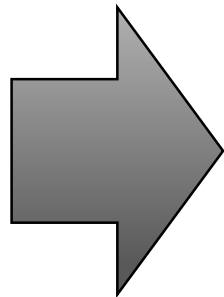
虐待の種別について

①身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
②介護・世話の放棄・放任 (ネグレクト)	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること
③心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
④性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること
⑤経済的虐待	養護者または高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他該当高齢者から不当に財産上の利益をえること
⑥自己放任 (セルフネグレクト)	高齢者が自らの意思で、または認知症やうつ症状などのために生活に関する能力や意欲が低下し、自らの意思で他社に対して援助を求めず放置しているなど、客観的にみて本人の人権が侵害されていること

セルフネグレクト？

- ▶ 生活環境や栄養状態などが悪化しているにも関わらず、それらを**改善しようとする気力を失い、周囲に助けを求めない状態**

- ▶ 孤立死
- ▶ ゴミ屋敷
- ▶ 閉じこもり



**社会との関係が乏しい
自分からSOSが発信できない
深刻な状態という自覚がない**

高齢者虐待対応の基本的な流れ(養護者虐待の場合)

①

桑名市・地域包括支援センターへの通報・相談

②

桑名市・地域包括支援センターによる事実確認

③

桑名市・地域包括支援センターによるコアメンバー会議(地域支援調整会議)

④

地域ケア会議(地域支援調整会議)(課題整理・対応協議)

⑤

虐待対応(介入・支援など)

⑥

虐待対応ケース会議(評価・整理・協議)

⑦

虐待対応(見守り・介入・支援など)

⑧

虐待対応ケース会議(評価・見直しなど)

⑨

課題が解消されるまで⑥～⑧を繰り返す

⑩

終結(虐待対応ケース会議で判断)

情報の共有
緊急性の判断
必要な対応

再発防止
支援体制の整備
生活の安定

虐待対応時の分離保護のための段階的具體策 (養護者虐待の場合)

見守り

- ・ 在宅のままでの経過観察・消極的見守り
- ・ 具體策: 定期訪問、家族関係の改善、虐待についての理解促進、養護者への助言・指導など

サービス導入①

- ・ 在宅のままでの積極的見守り(外部とのつながりを設ける)
- ・ 具體策: 生活支援(保険外ヘルパーなど)、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)、介護保険サービス(ケアマネ・訪問系)、定期受診(通院・往診)など

サービス導入②

- ・ 在宅のままでのレスパイト(養護者の介護負担軽減など)
- ・ 具體策: 介護保険サービス(通所系、ショートステイ)など

分離①

- ・ 契約による入院・入所・入居・別居
- ・ 具體策: 医療機関、介護保険施設、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム、ケアハウス、転居・別居など

分離②

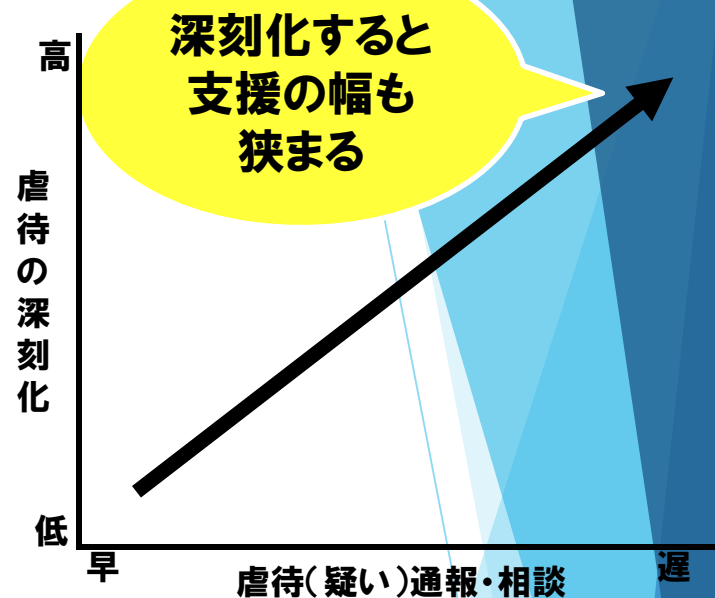
- ・ 措置による入所・入居
- ・ 具體策: 養護老人ホームへの措置入所、介護保険施設への措置入所、救護施設への入所など

虐待(疑い)の早期通報・相談①

もしかして・・・これって虐待？

迷ったら通報・相談する

通報が遅れるほど虐待の深刻化が進む



被虐待者の
安心・安全を
守ることが
最優先

虐待(疑い)の早期通報・相談②

～虐待通報・相談の例～

- ・暴力、暴言を目撃した
- ・人前で恥をかかされている
- ・十分な食事が与えられていない
- ・必要な治療やケアが施されていない
- ・生活に必要な金銭を渡されていない
- ・夏の猛暑でも冷房を使わせない
- ・部屋に閉じ込められている
- ・不自然なアザやコブ、キズがある
- ・おびえているような言動がある
- ・どうなってもいいと自暴自棄で衰弱

すべて虐待です！

②実際の事例を通じて ～対応方法とポイント～

虐待にかかる相談・通報



早期の相談、本人から聞いたことそのままと
確認できる事実を伝える



早期の通報、本人情報や周辺状況などの情報提供
確認できる事実を伝える

虐待への対応①



通報から48時間以内の確認
「高齢者のお宅を回ってます」と自然な形で訪問

虐待かどうかは、市と
地域包括支援センターで判断



状況や聞き取りなどを総合して緊急性を判断
虐待の原因を探り、緩和や解決に導く

虐待への対応②



関係機関の多職種で協議し、様々な方法を考える
養護者支援へのアプローチ



再発防止のため期間を決めて状況確認
支援体制の幅をひろげる

虐待の再発・対応



必要に応じて地域ケア会議を開催
支援がスムーズに行くための手段を講じる

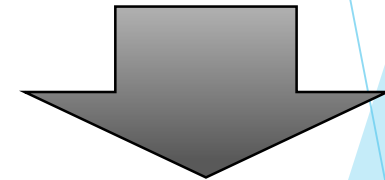


虐待が解消されるまで支援は継続
解消して生活が安定したら終結会議を開催

虐待を取り巻く課題の複雑化



虐待には様々な課題が
取り巻いており、好ましくない
循環に陥っている



支援者としては、その循環に
介入して良い循環へと導いて
いくことが求められる

虐待の終結条件(養護者虐待について)

- ・虐待がなくなったことを確認できた場合

⇒終結

- ・虐待がなくなったかどうか不明な場合
分離して一時的に虐待がなくなっている場合

⇒虐待対応は継続

※虐待が解消して終結した後も養護者支援として
生活が安定するまで関係を継続し、必要に応じて
専門機関等へつなぐ

③関係機関との連携 ～多職種がチームで～

養護者支援について

- ・虐待には何かしらの原因がある

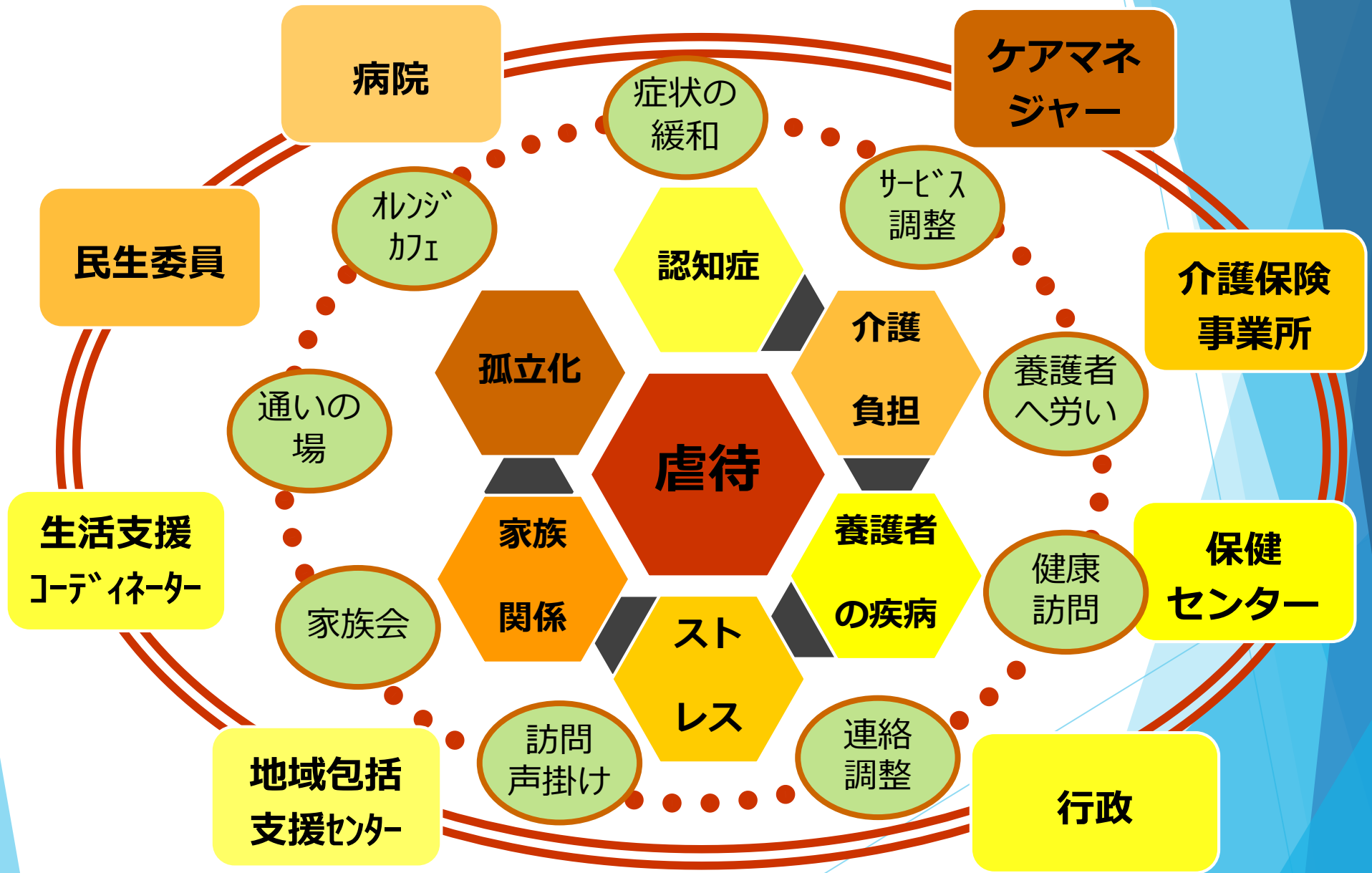
養護者にも支援が必要であることを念頭におくことが重要

⇒介護疲れ、ストレス、人間関係、障害、困窮など

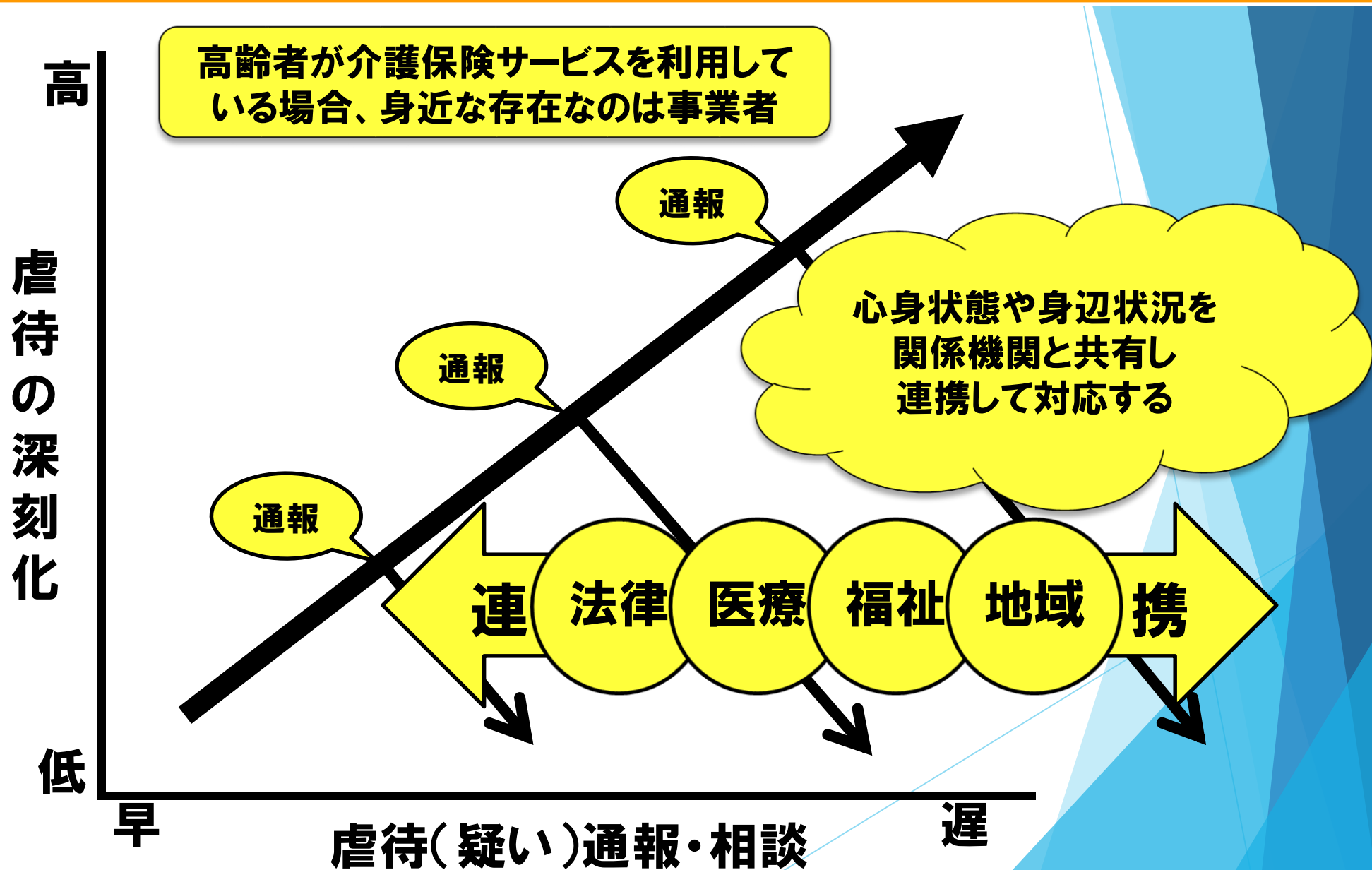
養護者の負担軽減のために、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じること
(高齢者虐待防止法第14条)

- ・被虐待者だけではなく、養護者が抱える問題についても、必要に応じて専門機関等へ橋渡しをして連携する

多職種がチームで支援



多職種による連携



桑名市内の地域包括支援センター

お住まいの地区の地域包括支援センターへご相談ください。随時、訪問もしています。

東部 地域包括支援センター	内堀17	☎ 24-8080 FAX 23-6850	精義・立教・城東 修徳・大成
西部 地域包括支援センター	西金井170 (特別養護老人 ホームいこい内)	☎ 25-8660 FAX 25-8661	桑部・在良・七和 久米
南部 地域包括支援センター	江場776-5	☎ 25-1011 FAX 25-1155	日進・益世・城南
北部東 地域包括支援センター	長島町松ヶ島66 (社会福祉協議会 長島支所内)	☎ 42-2119 FAX 41-0515	大和・深谷 長島全域
北部西 地域包括支援センター または 福祉なんでも相談センター	多度町多度1-1-1 (社会福祉協議会 多度支所内)	☎ 49-2031 FAX 49-2533	筒尾・松ノ木 大山田・星見ヶ丘 野田・藤が丘 陽だまりの丘 新西方 多度全域
	大山田1-7-4 (大山田コミュニ ティプラザ内)	☎ 41-2114 FAX 41-2174	
介護予防支援室	中央町2-37 (市役所 1 階)	☎ 24-5104 FAX 27-3273	全域

参考

- ・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- ・ 老人福祉法
- ・ 北海道高齢者虐待対応支援マニュアル
- ・ 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き（平成23年3月 社団法人日本社会福祉士会）
- ・ 市町村・都道府県における高齢者虐待対応への対応と養護者支援について（平成30年3月 厚生労働省老健局）



本物力こそ桑名力



桑名市
KUWANA CITY